

## 中小企業向け個人情報保護法説明会を開催します。

平成 27 年 9 月に改正個人情報保護法が公布され、2 年以内に全面施行されます。これまでは「保有する個人情報の数が 5,000 以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介します説明会を開催いたします。中小企業に限らずご興味ある方であればどなたでもご参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

主 催：個人情報保護委員会（内閣府外局）

日 時：平成 28 年 12 月 1 日（木曜日） 13：30 ～（15：00 閉会予定）

場 所：山梨県自治会館 講堂（甲府市蓬沢 1 丁目 15-35）

※会場地図をご参照ください。

※駐車スペースに限りがありますので、お車をご利用の方はなるべく乗り合わせてご来場いただけるようお願いいたします。

定 員：200 名 程度

対 象：中小企業、小規模事業者、個人事業主、その他ご興味ある方

参加費：無料

申 込：事前の申込が必要です。

参加申込書を次のあて先まで FAX で送付してください。

なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

### 【あて先】

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当

FAX：055-223-1534

（申込に関するお問い合わせ）

電話：055-223-1532

### 【説明会の内容に関するお問い合わせ】

個人情報保護委員会事務局 広報担当

電話：03-6457-9752

URL：<http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>

※個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧下さい。

# 中小企業向け個人情報保護法説明会（山梨県）

## 参加申込書

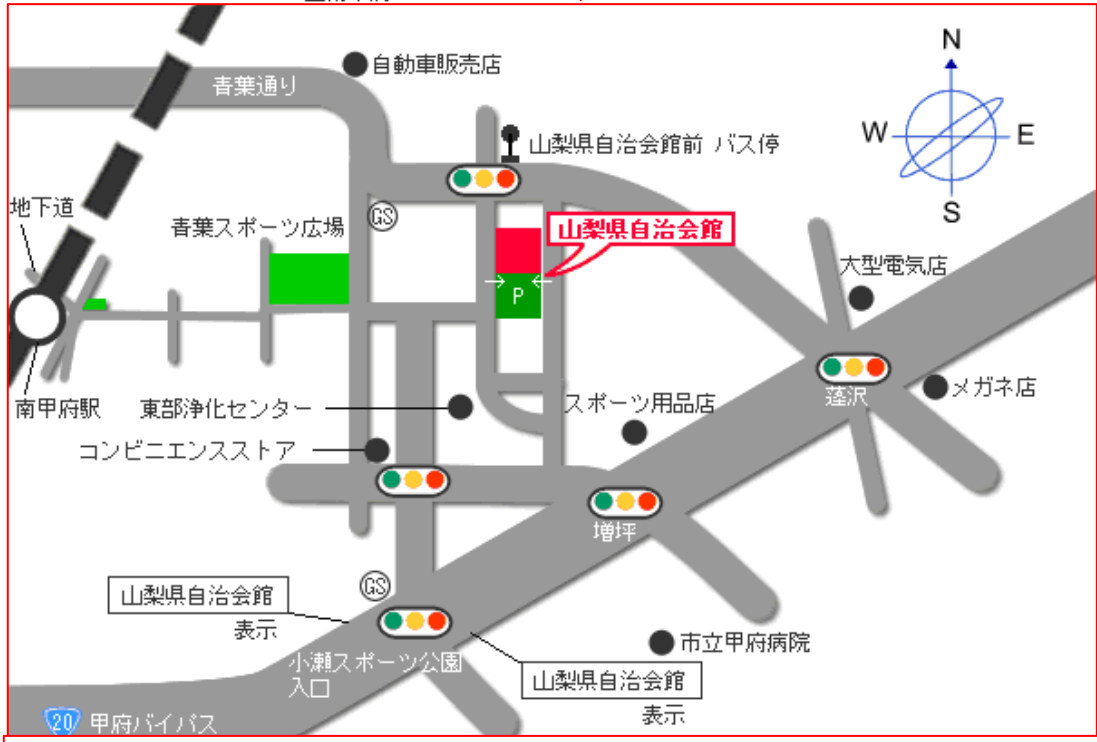
### 【あて先】

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当 行き  
(FAX 055-223-1534)

### 【申込内容】

出席者 ご氏名		会社名	
		職名	
連絡先	電話		
	FAX		
	e-mail		

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本説明会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。



※駐車スペースに限りがありますので、お車をご利用の方はなるべく乗り合わせてご来場いただけるようお願いいたします。